

企業誘致等の取組について

平成 30 年 2 月 1 日
長野県産業労働部

1 概 要

次世代産業等の創出・集積、本社・研究所の誘致などに向け、市町村等と連携し、戦略的かつ効果的な取組を推進する。

2 具体的な取組

(1) 誘致企業の掘り起こし

本県の交通ネットワークや産業・生活環境・子育て環境などの優位性、助成制度等を P R し誘致活動を展開

- ・大都市圏の企業等とネットワークを有する立地推進役を県外事務所（東京・名古屋・大阪）に配置し、企業訪問を実施。また、大都市圏で活躍する企業幹部等を立地推進委員に任命。（定期的に業界状況、企業情報等の意見交換、助言）
- ・帝国データバンク等の企業情報から、業種・収益等を踏まえ誘致企業をピックアップ。アンケート調査を行い、企業動向の把握、企業訪問等を実施。
- ・首都圏で様々な業種の皆様を対象に立地セミナー等を開催。知事等によるトップセールスを展開。（立地いただきたい業種・企業なども選定し、誘致 P R ・提案） など

(2) 立地場所の掘り起こし

県外等の企業ニーズに応えるため、空工場、立地可能物件等を一元化し P R ・紹介

- ・産業立地専用のホームページを開設し、県内の工場団地、空き工場や工場跡地物件、また、地下水や地盤に着目した物件など企業ニーズに応じた特集等を掲載。
- ・ICT 企業の誘致に向け、市町村での具体的な立地可能物件を把握（見える化）し、県外企業に対し提案型の企業誘致展開予定。 など

(3) 各種インセンティブ等

ものづくりや ICT 向けの助成制度や製造や関連サービス業に対応した不動産取得税の課税免除等により企業の立地を促進

- ・ものづくり産業応援成金（大規模立地の場合上限 10 億円）、ICT 産業等立地助成金（上限 3 億円）、本社等移転促進助成金
- ・不動産取得税課税免除などの税制優遇（本社移転：全国一の 95% 減税）
- ・地域未来投資促進法を活用した投資促進、規制緩和。 など